

# 令和7年度前期選抜募集要項

福島県立郡山高等学校

〒963-0201 郡山市大槻町字上篠林3番地

電話 024-951-0215

## 1 アドミッション・ポリシー

本校では、次のような生徒を求めている。

- (1) 自分が置かれている状況を正しく理解し、その場にあった適切な行動ができるバランス感覚を持つ生徒
- (2) 目標に向かってトライすることができ、その結果を振り返り、どうすれば良くなるかを考え、それを基にさらにトライし続けることができる生徒

## 2 募集定員

- (1) 特色選抜
  - ① 全日制の課程・普通科 160名の10%程度
  - ② 全日制の課程・探究科 80名の15%程度
- (2) 一般選抜
  - ① 全日制の課程・普通科 160名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数
  - ② 全日制の課程・探究科 80名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数

## 3 出願資格

本校前期選抜に出願することのできる者は、次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜の出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）、及び中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者。
- (2) 特色選抜については、本要項「15 選抜方法・選抜資料(1) ①志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者。

## 4 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

## 5 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

## 6 併願の取扱い

- (1) 志願者は、本校の特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (2) 特色選抜の出願は、1学科とし、第二志望は認めない。
- (3) 一般選抜の出願において、本校探究科を志願する者については、県中学区又は隣接する通学区域から出願する者に限り、本校の普通科を第二志望とすることを認める。

## 7 出願期間

令和7年2月4日（火）から2月7日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、890円分の切手を貼付した返信用封筒（定形長

形3号)を同封の上、令和7年2月7日(金)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

## 8 出願に必要な書類

### (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書(県教育委員会において作成したものに、必要事項を記入したもの)
- ② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。)なお、提出期間は令和7年2月14日(金)から2月17日(月)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
- ③ 特色選抜志願理由書(本校において作成したものに、必要事項を記入したもの。複写して提出する場合、志願者氏名および保護者氏名は、複写したものに直接自署すること。)ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学(出身)学校名、志願者氏名を記入したもの)
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、在学(出身)学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)

### (2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書(上記(1)①に同じ)
  - ② 特色選抜志願理由書(本校において作成したものに、必要事項を記入したもの。複写して提出する場合、志願者氏名および保護者氏名は、複写したものに直接自署すること。)ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。(上記(1)③に同じ)
  - ③ 健康診断書(令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの)
  - ④ 履修証明書、学習成績証明書  
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
  - ⑤ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの)
  - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円分の「福島県収入証紙」を貼付する。  
ただし、志願者において消印しない。

## 9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由(病気・事故等)により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。また、保健室等登校であった者も、本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

提出書類の様式、提出方法、提出の期間は、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に記されているとおりとする。

## 10 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に記されているとおりとする。

## 11 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた本校においては、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
  - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

## 12 出願先変更

志願者は、令和7年2月10日（月）から2月13日（木）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、祝日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という。）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
  - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
  - ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を提出した者は、本校校長より前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書の交付を受ける。
  - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。  
ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。  
なお、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。  
ただし、定時制の課程から本校に出願先変更する場合は、入学願書に不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。  
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 14 出願の特例措置

- (1) 県外からの出願  
保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、「令和7年度福島県立高等学

校入学者選抜実施要綱」に記されているとおりとする。

(2) 出願先変更

保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願先変更をする者については、本要項「12 出願先変更(1)」及び「12 出願先変更(2)」を準用するが、保護者が当該学区内に居住することになることを証明する書類を併せて提出する。

## 15 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

① 志願してほしい生徒像

### 【 普通科 】

本学科では、『創造・調和・忍耐』の校訓のもと、文武両道の実践を掲げ、夢を持って自分の学びをデザインできる自立した学習者を育成し、学業とともに心身の調和のとれた人格形成を目指している。

また、本校普通科では、これまでの難関大学への進学実績や部活動における全国大会での活躍を踏まえ、本校の未来に更なる輝かしい伝統を築くことを目指している。従って、以下のア、イをともに満たす生徒を求める。

ア 中学校時代に学習と部活動や地域クラブ活動等を両立させ、学業成績が優秀で、部活動等の主要メンバーとして優れた実績またはそれと同等程度の高い能力を有し、リーダーシップを発揮できる者。

イ 本校在学中は、大学進学への明確な意識を持ち、部活動と学業の高次元での両立を目指すことができる者。ただし、志願者は、募集要項に示す出願の基準を満たし、かつ募集要項で指定する本校の部活動に所属する者に限る。

「該当する部活動や地域クラブ活動等」	運動部 野球(男)、サッカー(男)、バスケットボール(男女)、ハンドボール(男女)、陸上競技(男女) 文化部 吹奏楽(男女)、合唱(男女)
「活動実績の条件等」	別表1を参照

### 【 探究科 】

探究科では、独自の総合的な探究の時間、教科横断的な学びや特色ある科目の導入、国内外の学校や機関との連携、充実した英語教育などを行うことにより、夢を持って自分の学びをデザインできる自立した学習者を育成し、生徒一人一人が自分自身の進路希望を実現することを目指している。特に探究科においては、4つのカテゴリー（「地域探究」「アカデミック探究<学問、スポーツ、芸術など>」「グローバル探究<国際関係など>」「未来創造探究<現在存在しないものを創り出す>」）のいずれかに強い関心と興味を持つとともに、自己のテーマにおける課題解決に積極的に取り組もうとする高い意欲を持つ生徒を求める。

令和7年度の探究科の特色選抜については、体育系や音楽系、美術系の学問について探究し、国公立大学や難関私立大学への進学を希望する以下のア、イをともに満たす生徒を求める。

ア 地域や社会、学問に対する興味・関心、課題意識が強く、学習して身につけた知識や技能を活用し、協働しながら課題解決に向けて積極的に挑戦する者。

イ 中学校時代に学習と部活動や地域クラブ活動等を両立させ、学業成績が優秀で、部活動等の主要メンバーとして優れた実績またはそれと同等程度の高い能力を有し、リーダーシップを発揮できる者。本校在学中は、大学進学への明確な意識を持ち、探究活動と学業の高次元での両立を目指すことができる者。ただし、志願者は、募集要項に示す部活動や地域クラブ活動等の出願の基準を満たす者とする。

「該当する部活動や地域クラブ活動等」	運動部 野球(男)、サッカー(男)、バスケットボール(男女)、ハンドボール(男女)、陸上競技(男女) 文化部 吹奏楽(男女)、合唱(男女)
「その他の芸術活動等」	音楽系(男女)、美術系(男女)
「活動実績の条件等」	別表1を参照

② 選抜方法

中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接、特色検査の成績を資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定する。

学科	学力検査	特色選抜志願理由書	調査書	特色面接	特色検査	選抜資料の満点
普通科	5教科とする。 学力検査の満点を250点とする。	本校普通科への志望動機及び、入学後の抱負、高校卒業後の進路希望、自己PR、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等について本人が具体的に記入する。	「各教科の学習の記録」は、135点満点とし、「特別活動等の記録」「長所・特技等の記録」等については、35点満点として、合計170点満点とする。 部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。	個人面接を実施する。 個人面接では、受験者が本校で学ぶ意欲や自らの考えをまとめ適切に伝える表現力を見る。 面接については、段階評価する。	部活動等に関する実技を実施する。点数化し、150点満点とする。	全体の満点は、570点とする。

\* 志願理由書に記載した部活動や地域クラブ活動等の実績については、**必ず調査書（中学校が作成）にも記載すること**とし、活動実績を調査書においても確認できるようにすること。**調査書に記載のない活動実績は、選抜資料としない。**

学科	学力検査	特色選抜志願理由書	調査書	特色面接	特色検査	選抜資料の満点
探究科	5教科とする。 学力検査の満点を250点とする。	本校探究科への志望動機及び入学後の抱負、高校卒業後の進路希望、自己PR、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等について本人が具体的に記入する。	「各教科の学習の記録」は、135点満点とし、「特別活動等の記録」「長所・特技等の記録」等については、35点満点として、合計170点満点とする。 部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。	個人面接を実施する。 個人面接では、受験者が本校でどのような探究活動をしたいのかなど学ぶ意欲に関する面接を行い、自らの考えをまとめ適切に伝える表現力を見る。 面接については段階評価する。	部活動等に関する実技を実施する。点数化し、150点満点とする。	全体の満点は、570点とする。

\* 志願理由書に記載した部活動や地域クラブ活動等の実績については、**必ず調査書（中学校が作成）にも記載すること**とし、活動実績を調査書においても確認できるようにすること。**調査書に記載のない活動実績は、選抜資料としない。**

(2) 一般選抜

① 選抜方法

中学校長から提出された調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

学科	選 抜 資 料			学力検査と調査書の成績の比重
	学力検査	調査書	一般面接	
普通科	5教科とする。 学力検査の満点を250点とする。	「各教科の学習の記録」は、195点満点とする。 「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は、点数化しないが内容について精査する。	面接は実施しない。	同等とする。

学科	選 抜 資 料			学力検査と調査書の成績の比重
	学力検査	調査書	一般面接	
探究科	5教科とする。 学力検査の満点を250点とする。	「各教科の学習の記録」は、195点満点とする。 「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は、点数化しないが内容について精査する。	面接は実施しない。	同等とする。

## 16 学力検査・特色面接・特色検査等の日程及び会場

### (1) 学力検査

- ① 日 程：令和7年3月5日（水）  
 ア 集 合 午前8:15  
 イ 学力検査 午前9:00～午後3:10  
 ウ 諸 連 絡 午後3:10～午後3:30

8:15	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10	15:30
集合 諸連絡	国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	諸連絡	
	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	

- ② 会 場：福島県立郡山高等学校  
 ③ その他：ア 学力検査当日は、次のものを持参すること。  
 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規。  
 ただし、下敷、各辺の長さの比が刻字された三角定規、分度器(直線の定規で折りたたむと分度器になるもの等を含む)、和歌・格言・四字熟語・英単語等の表記のあるものは使用できない。  
 イ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

### (2) 特色面接・特色検査

- ① 日 程：令和7年3月6日（木）  
 ア 集 合 午前8:15  
 イ 特色面接・特色検査 午前9:00～  
 ※日程の詳細は、前日の諸連絡にてプリントを配付し説明する。
- ② 会 場：福島県立郡山高等学校  
 ③ その他：特色検査当日は、次のものを持参すること。  
 ア 受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、飲み物(水分補給用)  
 イ 昼食(日程が午後に及ぶ志願者のみ)  
 ウ その他特色選抜において必要な物品  
 なお、運動部志願者は、各中学校指定の体操着、体育館シューズを準備すること。  
 また、実技試験で野球を希望する者はグローブ、サッカーを希望する者はすね当て(ゴールキーパーを希望する者はキーパーグローブ)、ハンドボールを希望する者は両面テープとテーピング、吹奏楽や探究科の音楽系の芸術活動等で出願する者は演奏楽器を各自準備すること。

## 17 追検査等の実施

追検査等の対象となる志願者に対して、欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。前期選抜実施日に検査の全部又は一部を欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合は、「令和7年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」の定めるところにより所定の手続きを行い、本校校長から追検査等受験許可証の交付を受ける。

- (1) 日 時 : 令和7年3月11日(火)、3月12日(水)
- (2) 会 場 : 福島県立郡山高等学校
- (3) 日 程 (次の追検査の終了時刻は、予定時刻である。)

① 学力検査等の追検査を受験する場合

・令和7年3月11日(火)

8:15	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45	15:05
集合 諸連絡	国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	諸連絡	
	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	(20分)	

② 特色面接・特色検査の追検査を受験する場合

・令和7年3月12日(水)

8:15	9:00 ~	12:00
集合 諸連絡	特色面接(普通科・探究科)	特色検査 実技(普通科・探究科)

※ 特色面接、特色検査の追検査日程の詳細は、中学校長を通して事前に連絡する。

(4) その他

- ア 終了時刻については、受験者数により決まるため集合時に連絡する。
- イ 検査当日の持ち物や注意事項については、本要項「16 学力検査・特色面接・特色検査等の日程及び会場」にある「(1)③その他」及び「(2)③その他」に同じである。
- ウ インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。
- エ 追検査等受験の手続きについては、受験を希望する者は追検査等受験願を令和7年3月7日(金)午後4時までに在学(出身)中学校長を通して本校校長へ提出し、追検査等受験許可証の交付を受ける。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。  
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に連絡して追検査等受験願を提出し、追検査等受験許可証の交付を受ける。
- オ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。

## 18 合格者発表

- (1) 令和7年3月14日(金)正午以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、受験票と引換えに合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。
- (4) 中学校長の求めに応じて、特色選抜と一般選抜のいずれで合格したのかが分かる合格者一覧を提供する。

提供日時 令和7年3月14日(金)合格者発表後から午後3時まで

提供場所 本校事務室

## 19 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い  
選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。
  - ① 追検査等の対象となる志願者  
「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を令和7年3月7日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。志願者本人は、本校校長から「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」の交付を受ける。  
なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより所定の手続きを行う。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。
  - ② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(4) この他、不明な点は、本校に問い合わせること。

別表 1

※ 特色選抜に出願を希望する部活動や地域クラブ活動等またはその他の芸術活動等において、以下に示すいずれかの基準を満たしていること。

募集 学科	部活動や地域 クラブ活動等	活動実績の条件または同等程度の高い能力を有する者
普通科 探究科 共通	野 球 ( 男 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中体連又は協会主催の大会において、地区大会出場以上</li> <li>・各支部選抜選手</li> <li>・硬式クラブチームの場合、県大会ベスト8以上</li> </ul>
	サッカー ( 男 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中体連又は協会主催の大会において、地区大会出場以上</li> <li>・各地区選抜選手</li> <li>・クラブチームの場合、県大会出場以上</li> </ul>
	バスケットボール ( 男・女 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中体連又は協会主催の大会において、地区大会出場以上</li> <li>・各地区選抜選手〔各地区DC (Development Center)選抜選手〕</li> <li>・クラブチームの場合、地区大会出場以上</li> </ul>
	ハンドボール ( 男・女 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中体連又は協会主催の大会において、選手（登録メンバー）として県大会出場以上</li> </ul>
	陸上競技 ( 男・女 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中体連又は協会主催の大会において、県大会出場以上</li> </ul>
	吹奏楽 ( 男・女 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のいずれかの大会において県大会出場以上。ただし、管楽器、打楽器、コントラバスに限る。</li> <li>・吹奏楽連盟主催の大会</li> <li>・日本学校合奏コンクール委員会主催の大会</li> <li>・日本音楽教育文化振興会主催の大会</li> </ul>
	合 唱 ( 男・女 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全日本合唱コンクール東北支部大会出場以上</li> <li>・NHK 全国学校音楽コンクール東北ブロックコンクール出場以上</li> </ul>
募集 学科	その他の芸術活動等	活動実績の条件または同等程度の高い能力を有する者
探究科 のみ	音 楽 系 ( 男・女 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全日本学生音楽コンクール 本選以上（毎日新聞社主催）</li> <li>・中学生・高校生のための日本管弦打楽器ソロ・コンテスト 本選以上（東邦音楽大学主催）</li> <li>・日本クラシック音楽コンクール中学校女子の部・中学校男子の部 本選以上（一般社団法人 日本クラシック音楽協会主催）</li> <li>・ピティナ・ピアノコンペティション ソロ部門D級以上 地区本選以上（一般社団法人全日本ピアノ指導者協会主催）</li> </ul>
	美 術 系 ( 男・女 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中教研主催の地区コンテスト以上に出品を推薦された者</li> <li>・全国対象のコンテストに出品した者</li> </ul>

※ なお、他都道府県からの受験者については、上記の部活動や地域クラブ活動等またはその他の芸術活動等の東北大会、福島県大会及び各地区大会に相当する大会等を基準とする。